

第5回 （仮称）こども参加条例検討部会 次第

令和6年9月2日（月）17：00～19：00

場所：川西市役所 4階庁議室

1. 開会

2. 議事

（1）こども・若者による意見表明の条例検討部会について（資料1）

（2）（仮称）こども・若者参加条例 条文案について（資料2）

（3）その他

3. 閉会

Ⅰ. 第3回（8/11）の開催報告

1. 参加者 32名（男：14名、女：18名）

（小学生区分：10名、中学生区分：10名、高校生区分：8名、18歳以上：4名）

2. 当日の参加者アンケート結果

（1）自分の考えや意見を言うことについて、ミライのこどもたちへあなたからのメッセージを自由に書いてください。

- ・きついこともあると思うけどがんばれ
- ・ミライの子ども達も、こんな感じの話し合いをして、市を快適にしていってほしい
- ・がんばって意見を考えてください。周りに興味をもったらいいかも。
- ・このあと叶えてくれるかなとか、どうしてくれるのかなとか考えなくてもまず思っていることをいってみたら意外と解決してくれたりとても良くなったりすることもあるしまずは自分の意見を言うのが大事なんだなって思うよ！
- ・後のことはあまり考えずに言いたいことはできるだけ言って欲しい
- ・ミライのこどもたちもいいと思えるルールを決めたいです
- ・条例について多くの人知ろべきだと思ひます。
- ・思ったことを周りの大人（先生や親）にもっと発信してもいいと思ひます。
- ・今の条例などを実際市役所の方と面と向かって話す機会があまりないけれど、自分の思ったことを正直に言って改善してもらったりすることが大事だと思ひます。
- ・自分が思っていることを言えることは大切なことだと分かったので自分の意見があるのならそれを伝えることをしたら良いと思ひました。
- ・自分の意見を言うことをはずかしいと思わず堂々と言えるようになってほしい。その環境（言いにくい子への配慮、ICTの活用）は周りの大人が整えることが必要だと思う。
- ・思ったことを伝えられるようになろう。グループで意見を言い合うことによつて新しい発見があるかもしれない。
- ・自分の意見を言っただけで何も変わらないんじゃないかと思っているかもしれないけれど、意外と言ってみるのもありなんじゃないかなと思っただ。言えずに心にしまっておくより誰かに言っただ方がいい。
- ・意見を言うことによつて同じようなやみを持っている人達の助けにもなるし、周りの人たちに知ってもらふことで理解をしてくれる人も多くなつて、安心することができるようになります。
- ・条例を作っているのは市役所の方なので大人の意見が反映されているそうです。条例は大人だけのものでもなくこどもも¥の「ものでもあるから積極的に意見をだすのも大事だと思ひます。
- ・自分だったら自分の意見はどこでつたえますか？
- ・言いたい時に意見を言う事が大事
- ・自分の意見を積極的にいうことは、将来の川西市に継がっていくかもしれないので、意見は積極的にいうことは大事だと思ひます。
- ・自由に意見を言うことができる条例ができるからその時は子どもの権利を乱用しましょう。
- ・こどもでも大人でもできることはやっただ。だから君もがんばろう！
- ・さいきんは南海トラフ、地球温暖化など・・・。できることからがんばろう！

◆子ども・若者による意見表明の条例検討部会について

- ・自分が言った意見が絶対通るわけじゃないけど、信頼できる大人や先生に自分たちのために発言したら良いと思います！
- ・すごく勇気のいることだと思うけど、何かを変えるには自分からうごかないといけないのでダメ元でやってみてほしいと思ってます。
- ・みんなががまんせず、自分の意見を言うことがとても大切だと思います。言いたいことはすなおに言ったほうが良い。
- ・自分の言ったことが共感されたり実際には採用されることもあるから意見はバンバン言っているなと思った。
- ・言ったら変わるかも！今が当たり前やと思わずに何かいってみて。

(2) 参加して感じたことや思ったこと、感想などを自由に書いてください。

- ・今日が初めての参加だったがしっかりグループ内で話し合いができて、緊張せず、川西のミライについて話し合えて良かった。
- ・思ったよりも頭つかったけど楽しかった。
- ・今日みんなで話し合ってたことを少しずついいから実現して欲しい
- ・川西市で教育を受けたことがなかったのでもんなことをしているのか知れました。夏休み期間中に昼食のサービスをしているのはおどろきです。
- ・これは変えられないやろ！って思ってたこともみんな一生懸命考えてくれていろんな考えが見つかってよかったです。」
- ・テーマが抽象的すぎるように感じた。それ以外は良かったように思う。
- ・ねむけがありました。内容がけっこうわからない所があったりして1回2回とはちがうかったです。
- ・条例について知ることができた。
- ・大人部会の方とももっと意見交換したいです！
- ・難しい事ばかりだったけど、市役所についてこんなしんけんに考えた事がなかったので町を見直すこととしていい経験だと思いました。
- ・みんなの意見を知れて自分が市についてこう考えていこうなどが分かったと思いました。
- ・いろいろ意見をきいてはじめて知ったことを知れて勉強になった
- ・テーマがむずかしく、他のチームとも違う内容になっていた。大人の委員の方の意見をもっと聞きたかったです。
- ・たくさんの意見を聞いて共感できるような内容がありました。僕自身もこんなことがあるのだなと初めて知ることができました。グループでたくさん意見を言うことができてとてもおもしろかったです。
- ・今日は難しいテーマだったと思う。川西市の取組みについて沢山知れた。
- ・2時間でいろいろな意見を出して、自分の周りのことしかまだ考えれていないからもっとまだまだ意見がでるなと思いました。
- ・おもしろかった
- ・条例は市のルールのことだとわかった。身の周りのルールを市が作っていることがわかりました。
- ・みんなが市に思っている事が知れて面白かった。
- ・内容は難しかったけど、話しやすい空気で良かったです。
- ・楽しかった。

◆こども・若者による意見表明の条例検討部会について

- ・本当に何を言っているのかわからなかったけど、それっぽことを喋れた気がする。
- ・大人がいるとまとめてくれるのでいいとおもった。
- ・とっても楽しかったです。ミライについてのことありがとうございました！！とっても勉強になりました！！
- ・意見を言う方法はたくさんあることを知ったから、自分のためにも言えるようになりたいと思いました！
- ・意見を言う場が少ないという意見が多くてその通りだなと思いました。
- ・私たちは市などに関われたりすることはあまりできていないと思っていました。市はもっと子ども・若者について考えてほしいです。
- ・あ、確かにと思う事もあったし、そもそも広報のタイトル知らなかったから市に関心を深めようと思った。
- ・自分の考えを発表するだけでなく、他の人の考えを聞くことで自分の視野が広がればいいなと思いました。
- ・むずかしかった。単語がむずかしくてよくわからなかった。
- ・夏休み部活をなくさないで。子どもの意見を聞いて欲しい。でもこういう機会があると言いやすいなと思った。

2. 第4回（9/14）の開催内容（予定）

- ・日時 9月14日（土） 13:30～15:30
- ・場所 キセラ川西プラザ 2階 大会議室
- ・内容 「（仮称）こども・若者参加条例」の内容について
条例の前文について、当事者であるこども・若者と意見交換を行う

(仮称)こども・若者参加条例 条文案 について

前文

わたしたちこども・若者は、1人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、ミライへの大きな可能性を秘めています。

すべてのこども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、ジブンイロの幸せを叶えることができる権利があります。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明することができ、それが尊重される権利があります。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを表明するときは、次のことを大切にしてほしいです。

- ・話を途中でさえぎらずに最後までしっかりと話を聴いてほしい
- ・頭ごなしに意見や考えを否定しないでほしい
- ・意見や考えを言いやすい雰囲気をつくってほしい
- ・言ったことは秘密にするなど約束を守ってほしい
- ・言った意見や考えは大事に扱ってほしい

わたしたちこども・若者は心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく言えないときがあります。そんなときは、言うことを急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを言うことは、ときには勇気がいることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを言っていきます。

わたしたちこども・若者は互いの意見や考えを尊重し、わたしたちこども・若者にとって最も良いことをおとなと一緒に考えていきます。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、こども基本法（令和4年法律第77号）その他関連する法令等に基づき、全てのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現を目指して、こども・若者の意見表明機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会を保障するため、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が相互に協力することで、こどもや若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通してあらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 18歳以降から30歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) こども・若者 こども及び若者をいう。

- (4) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。
- (5) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいう。
- (7) 保護者 こども又は若者を現に養育する親（法律上の親子関係がない者を含む。）その他親に代わりこども又は若者を養育する者をいう。
- (8) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が参加するもの（専ら営利を目的とするものを除く。）をいう。
- (9) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業を営むものをいう。
- (10) こども・若者施策 こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策をいう。
- (11) 意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語により、又は表情、身振り等の言語によらない意思の伝達手段により表現されたものをいう。

（基本理念）

第3条 この条例に基づくこども・若者の権利の実現及びこども・若者施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として実施しなければならない。

- (1) こども・若者は、誰もがその基本的人権が尊重され、かつあらゆる差別をされない権利を保障される。
- (2) こども・若者は、誰もが適切に養育され、かつ健やかに成長する機会が与えられる権利を保障される。
- (3) こども・若者は、誰もが自らの意見を表明する機会が与えられ、これを尊重される。
- (4) こども・若者は、こども・若者を社会の中心に置くという理念の下において、最善の利益が優先される。

（こども・若者の意見表明）

第4条 こども・若者は、自分の意見を自由に表明し、その意見を聴かれ、かつその意見が尊重される権利を有する。

- 2 こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。
- 3 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。
- 4 こども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。

（こども・若者の参加）

第5条 こども・若者はまちづくり及び多様な社会的活動（以下「まちづくり等」という。）に参加することができる。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会（以下「意見表明等の機会」という。）を保障するため、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

（育ち学ぶ施設の役割）

第 7 条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を有することに鑑み、こども・若者の意見表明等の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、意見表明等の機会を尊重してその業務に当たらなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力し、こども・若者にその意見表明等の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者の意見表明等の機会への参加を支援するものとする。

（保護者の役割）

第 8 条 保護者は、こども・若者の意見表明等の機会を保障することの意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者の年齢、成長の度合い等の状況に応じ、この条例に定めるこども・若者の権利を実現するためにふさわしい機会が保障されるよう努めるものとする。

（団体の役割）

第 9 条 団体は、こども・若者の意見表明等の機会についての理解を深め、こども・若者が関わる活動又は事業に携わるときは、こども・若者から十分にその意見を聴取し、こども・若者の主体的かつ積極的な参加を促すよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第 10 条 市民等は、こども・若者の意見表明等の機会についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等に応じてふさわしい意見表明等の機会を保障するよう努めるものとする。

（保護者への支援）

第 11 条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、保護者がこども・若者の権利の実現において果たす役割の重要性に鑑み、その役割を果たすことに困難を有する保護者に支援を提供するように努めるものとする。

（こども・若者施策に対するこども等の意見の聴取及び反映）

第 12 条 市は、こども・若者施策を策定・実施・評価するときには、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取するものとし、こども・若者から聴取した意見（以下「こども・若者からの施策意見」という。）を、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう必要な措置を講ずる。

2 市は、こども・若者からの施策意見について、これを施策へ反映させるよう努める。

3 市は、こども・若者が意見を表明しやすい環境の整備に努める。

4 市は、こども・若者からの施策意見について、その施策への反映状況をこども・若者に説明するものとする。

この場合における施策への反映状況についての説明の内容は、できる限り平易かつ簡明にするものとする。

5 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する場所、施設等を訪問し、こども・若者の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

(声を聴かれにくい状況にある子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第13条 市は、声を聴かれにくい状況にある子ども・若者について、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努める。

(付属機関等における子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第14条 市は、付属機関等の運営において、子ども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議に子ども・若者に出席する機会を与えることその他の方法により子ども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。

(人材育成)

第15条 市は、子ども・若者が意見表明しやすい安全・安心な場づくり並びに子ども・若者の意見の形成及び表明を支援する人材の確保、養成等に必要な取組を推進するものとする。

(周知啓発)

第16条 市は、子ども・若者の意見表明等の機会の意義、重要性等について、子ども・若者、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設が理解を深められるよう、周知啓発を行うものとする。

2 育ち学ぶ施設は、自らの施設における、子ども・若者の意見聴取や参加に関する取組について、広く周知するよう努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、この条例に基づき、子ども・若者の意見表明等の機会を保障するために必要な体制を整備し、子ども・若者施策に関して市が策定する計画に基づき、施策を実施するものとする。

(評価と検証)

第18条 市が実施する、子ども・若者の意見表明等の機会に関する施策の評価と検証は、川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年条例第18号)に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議がその調査及び審議を行うものとする。

(子ども・若者の権利擁護)

第19条 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(平成10年条例第24号)に基づき設置される川西市子どもの人権オンブズパーソンは、その所掌する事務の範囲において、この条例に関する子どもの権利に関してその擁護及び救済の申立てがあった場合において、当該申立てを審査した結果必要と認めるときは、当該申立てに係る事案に関する調査、調整及び勧告等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、この条例に規定する子ども・若者の権利に関して、子ども・若者、その保護者その他の者からその権利の擁護及び救済の要望等があったときは、事実を調査し、必要な措置を講じなければならない。